八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱

（令和３年４月１日
要綱第３９号）

改正　令和６年３月２５日要綱第１４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市でのワーケーションを目的として、市内にあるコワーキングスペースや会議室等を利用してテレワーク等を行う者に対して、活動等に要する経費の一部について、市が予算の範囲内で八幡浜市ワーケーション推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ワーケーション　普段の勤務地又は居住地から離れ、テレワーク等の仕事を継続しつつ、休暇を取りながらこの地域ならではの活動を行うことをいう。

⑵　コワーキングスペース　様々な属性の労働者及び学生等が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の実務に必要となる環境を共有しながら仕事又は交流等を行うことができる場所をいう。

⑶　テレワーク等希望者　本市でのテレワーク等を希望し、又は検討している者をいう。

⑷　同行者　テレワーク等希望者と同一の企業又は世帯に属する者で、当該テレワーク等希望者が参加するワーケーションに原則として同行する者をいう。

⑸　体験プログラム　一般社団法人八幡浜市ふるさと観光公社が提供する体験プログラムをいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれの要件も満たす個人とする。

⑴　ワーケーションに参加する時点において、愛媛県外に住所を有する者

⑵　市内にあるコワーキングスペースや会議室等でテレワーク等を行う者

⑶　ワーケーション参加中に旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条による許可を受けて同法第２条第１項の旅館業を営む市内宿泊施設（以下「市内宿泊施設」という。）に連続して２泊３日以上宿泊する者

２　前項の規定にかかわらず、八幡浜市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条第２号及び第３号の規定に該当する者は、補助対象者としない。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、別表に掲げるテレワーク等希望者及び同行者の現住所都道府県の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる金額（体験プログラムを体験した場合にあっては、この金額に当該プログラムに係る実費の２分の１に相当する額（この額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額）とする。

２　補助金の交付を受けることができる泊数の限度（以下「限度泊数」という。）は、１人当たり４泊とする。

３　補助金の交付を受けることができる同行者数の限度は、１つの申請につき４名とし、当該同行者に係る補助金の額及び限度泊数は、前２項の規定と同様とする。ただし、同行者が満３歳以上小学生以下である場合の当該同行者に係る補助金の額は第１項の規定による額の２分の１に相当する額とし、３歳未満の者である場合の当該同行者に対しては補助金を交付しない。

４　補助金の交付回数は、１個人（次条第２項の規定による申請にあっては、１企業）につき、１年度当たり１回を限度とする。

５　次条第２項の規定による申請に含まれる個人は、同一年度において、別に補助金を申請することはできないものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付申請書（様式第１号）　に市長が必要と認める書類を添えて、ワーケーションに参加する初日の１４日前までに市長に申請しなければならない。

２　前項に規定する申請は、テレワーク等希望者が属する企業が行うことができるものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査

し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（変更承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認）

第８条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金変更承認通知書（様式第４号）により通知する。

（実績報告）

第９条　補助決定者は、ワーケーションが終了したときは、速やかに八幡浜市ワーケーション推進事業実績報告書（様式第５号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助決定者に通知する。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、速やかに八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、請求者に対して補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱に違反したとき。

⑵　この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

⑶　その他不正な行為があったとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２５日要綱第１４号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">テレワーク等希望者及び同行者の現住所都道府県</td><td colspan="2">補助金額（円）</td></tr>
<tr><td>２泊３日</td><td>３泊目以降
（１泊当たり）</td></tr>
<tr><td>徳島県　香川県　高知県</td><td>５，０００</td><td rowspan="10">３，０００</td></tr>
<tr><td>福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県</td><td>７，０００</td></tr>
<tr><td>鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県</td><td>１０，０００</td></tr>
<tr><td>三重県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県</td><td>１５，０００</td></tr>
<tr><td>新潟県　富山県　石川県　福井県　山梨県　長野県　岐阜県　静岡県　愛知県</td><td rowspan="2">１８，０００</td></tr>
<tr><td>沖縄県</td></tr>
<tr><td>茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県</td><td>２０，０００</td></tr>
<tr><td>青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県</td><td rowspan="2">２２，０００</td></tr>
<tr><td>北海道</td></tr>
</table>

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

八幡浜市長　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

（企業にあっては、会社名又は商号及び代表者名）

連絡先

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付申請書

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金の交付を受けたいので、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

１．ワーケーション参加者

<table>
<tr><td rowspan="3">ﾃﾚﾜｰｸ等
希望者</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号
（緊急連絡先）</td><td></td><td>会社名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同行者１</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同行者２</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同行者３</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同行者４</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

２．宿泊期間の予定等

宿泊期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日(　泊　日)	
利用を予定しているコワーキングスペース等	施設名（　　　　　　　　　　）	
市内宿泊施設		泊数
		泊
		泊
		泊

３．補助金申請額

①テレワーク等希望者	１名	円
②同行者（③以外の方）	名	円
③同行者（満３歳以上小学生以下）	名	円
④体験プログラム（希望者のみ） ※体験プログラム名を記入してください。	名	(　　　　円×1/2) 円 ※千円未満切捨て
計	名 （①+②+③）	円 （①+②+③+④）

【添付資料】

・テレワーク等希望者及び同行者に係る公的身分証明書の写し
（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

・口座情報が分かる資料の写し
（通帳、キャッシュカード等）

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号
年　　月　　日

様

八幡浜市長　　　　　　印

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付申請について、次のとおり決定しましたので、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第６条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額　　金　　　　　　　　円

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

八幡浜市長　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

（企業にあっては、会社名又は商号及び代表者名）

連絡先

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定があった八幡浜市ワーケーション推進事業補助金の内容を変更したいので、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

様式第４号（第８条関係）

第　　　　　号
年　　月　　日

様

八幡浜市長　　　　　　　印

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金変更承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった申請内容変更について承認したので、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、通知します。

記

既交付決定額　　金　　　　　　　　　円

変更決定額　　　金　　　　　　　　　円

差引増減額　　　金　　　　　　　　　円

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡浜市長　　　　　　　様

報告者

住　所

氏　名

（企業にあっては、会社名又は商号及び代表者名）

連絡先

八幡浜市ワーケーション推進事業実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知があった補助対象ワーケーションが終了しましたので、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

１．ワーケーション参加者

ﾃﾚﾜｰｸ等希望者	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　　月　　日
	住所			
	電話番号 （緊急連絡先）		会社名	
同行者１	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　　月　　日
	住所			
同行者２	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　　月　　日
	住所			
同行者３	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　　月　　日
	住所			
同行者４	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　　月　　日
	住所			

２．実績報告

宿泊期間	年　月　日 ～　年　月　日(　泊　日)	
期間中に利用した コワーキングスペース等	施設名（　　　　　　）	
市内宿泊施設		泊数
		泊
		泊
		泊

３．補助金交付決定額

①テレワーク等希望者	１名	円
②同行者（③以外の方）	名	円
③同行者（満３歳以上小学生以下）	名	円
④体験プログラム（希望者のみ） ※体験プログラム名を記入してください。	名	(　　円×1/2) 円 ※千円未満切捨て
計	名 （①+②+③）	円 （①+②+③+④）

【添付資料】

・滞在中に宿泊した市内宿泊施設が発行した領収書（写し）

・配布したアンケート

・(一社）八幡浜市ふるさと観光公社が発行した領収書（写し）(体験プログラムをした人のみ)

様式第６号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

八幡浜市長　　　　　　　印

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった補助対象ワーケーションについて、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第１０条に基づき、次のとおり補助金の額を確定します。

記

補助金確定額　　　金　　　　　　　　　円

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

八幡浜市長　　　　　　　様

請求者
住　所
氏　名
（企業にあっては、会社名又は商号及び代表者名）
連絡先

八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　　号で補助金確定通知のあった八幡浜市ワーケーション推進事業補助金について、八幡浜市ワーケーション推進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり請求します。

記

金　　　　　　　　　　円

振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人については必ず請求者氏名と一致すること。